

クラウドインスタジオ 機材レンタル約款

- 1: レンタル機材(以下、機材)は、契約した期間でレンタル契約者(以下、契約者)にお貸出しするもので、契約者以外の第三者へのお貸出しはできません。
受取代理人の場合、本約款署名をもって、契約者同様に本約款について同意したものとします。
- 2: レンタル契約の期間延長は当社が承認した場合のみ有効です。
それ以上の延長を希望される場合は、一度当社へご返却の上改めてレンタル契約を結ぶ必要があります。
- 3: 機材は点検・整備の上出庫していますが、機材受取後に正常に動作するかを必ずご自身で確認してください。
万が一、不具合が生じた場合は速やかにご連絡ください。同機種または同等クラスの代替機材をご用意いたします。
これらの代替機材をご用意できない場合はレンタル料金を上限としてご返金いたします。
当社は、それ以外のいかなる責務も負いかねます。なお、ご返却時に不具合(破損・故障・部品不足など)を申告されても、修理費等の費用をご請求いたしますのでご注意ください。
- 4: 機材の梱包及びケースは機材とセットでのレンタルになります。レンタル期間中は契約者が管理してください。
- 5: 返却された機材は、その場で簡易確認(破損や部品不足がないかなど)のみ行います。
保守点検(正常な状態を保つように各部・全体を綿密に点検すること)は後日となる場合がありますが、不具合が見つかった場合は修理費等の費用を契約者または受取代理人にご請求いたします。
- 6: 機材の破損・紛失等は、使用できない期間の日数も加算して費用負担をお願いいたします。
修理不能な場合は代替機材の購入代価相当額をご請求いたします。その場合、機材償却や耐用年数等を考慮いたしません。
- 7: 当レンタル機材の不備により、予定どおり実施できなかったことによる損害など一切の損害につき
当社は、レンタル料金額を上限として賠償いたします。
当社は、それ以外のいかなる責務(債務不履行責任・瑕疵担保責任)も負いかねます。
ただし、当社に故意または重大な過失があった場合にはこの限りではありません。
- 8: レンタル契約期間は納品書に記載されています。契約期間満了前のご返却でもレンタル料金のご返金はいたしません。
- 10: レンタル機材のキャンセル料金はお引渡し6日前から発生いたします。

6日前～2日前: 契約料金の25%
1日前: 契約料金の50%
当日: 契約金の100%

※ご使用日ではなく、お引渡し日/ご返却日が日数の計算となります。
キャンセルをされる場合は、当スタジオ営業時間内にご連絡ください。
当社営業時間外のキャンセル連絡は、翌営業日扱いとなります。
※機材の設営撤去やオペレーターなどを含む案件は、この限りではありません。
- 11: 契約者が次の各項に該当するときは、レンタル契約は解除され機材はただちに当社に返還されるものとします。
 - (1) 本約款のいずれかに違反したとき。
 - (2) 強制執行、仮処分、仮差押を受けたときや、信用状況に著しい変化が生じたとき。

上記、約款に同意します。

年 月 日 契約者 / 受取代理人ご署名:

※スタッフ記入欄 / 管理番号: